

資料 1－2

科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

平成 26 年 5 月 23 日

総合科学技術・イノベーション会議

平成 30 年 3 月 29 日改正

科学技術イノベーションは、経済成長の原動力、活力の源泉であり、社会の在り方を飛躍的に変え、社会のパラダイムシフトを引き起こす力を持つ。しかしながら、我が国の科学技術イノベーションの地位は、総じて相対的に低下しており、厳しい状況に追い込まれている。

総合科学技術・イノベーション会議は、「イノベーションに最も適した国」を創り上げていくための司令塔として、権限、予算両面でこれまでにない強力な推進力を発揮できるよう、司令塔機能の抜本的強化策の具体化を図らなければならない。総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術イノベーション政策に関して、他の司令塔機能（日本経済再生本部、規制改革会議等）との連携を強化するとともに、府省間の縦割り排除、産学官の連携強化、基礎研究から出口までの迅速化のためのつなぎ等に、より直接的に行動していく必要がある。

このため、平成 26 年度予算において、「科学技術イノベーション創造推進費」（以下、「推進費」という。）を調整費として新たに創設し、内閣府に計上した。推進費は、総合科学技術・イノベーション会議の司令塔機能強化のための重要な取組の一つであり、府省の枠を超えたイノベーションを創造するために不可欠な政策手段である。

このような観点を踏まえ、「推進費に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を定める。

1 推進費の基本的考え方

国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造し、日本経済の再生を果たしていくことが求められている。このためには、各府省の取組を俯瞰しつつ、更にその枠を超えたイノベーションを創造するべく、総合科学技術・イノベーション会議の戦略推進機能を大幅に強化する必要がある。その一環として、鍵となる技術の開発等の重要課題の解決のための取組に対して、府省の枠にとらわれず、総合科学技術・イノベーション会議が自ら重点的に予算を配分する「戦略的イノベーション創造プログラム」（以下、「SIP」という。）を創設する。この原資は、推進費から充当する。

2 実施方針の策定

総合科学技術・イノベーション会議は、政府予算成立後、推進費を活用して実施する SIP に関し、以下の項目等からなる当該年度の SIP の実施方針を策定する。

- ・ SIP の対象課題（以下、「課題」という。）
- ・ プログラムディレクター（項目 3(2) 参照）

- ・ SIP の研究開発計画(項目3(4)参照)の基本的事項
- ・ 課題ごとの年度予算

なお、年度途中に機動的に対応すべき事項が生じた場合等については、随時、当該対応に関する実施方針を策定する。

3 SIP の事務

(1) SIP に係るガバニングボード(SIP 運営会議。以下、「ガバニングボード」という。)

SIP の着実な推進を図るため、SIP の基本方針、SIP で扱う各課題の研究開発計画、予算配分、フォローアップ等についての審議・検討を行うため、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員を構成員とするガバニングボードを開催する。ガバニングボードには、必要に応じ、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(2) プログラムディレクター

プログラムディレクターは、ガバニングボードの承認を経て、課題ごとに内閣総理大臣が任命する。プログラムディレクターは、担当する課題の研究開発計画等を取りまとめ、中心となって進める。

(3) 推進委員会

課題ごとに、プログラムディレクターが議長、内閣府(政策統括官(科学技術・イノベーション担当)。以下、「内閣府」という。)が事務局を務め、関係府省、管理法人(SIP の予算執行上の事務手続きを担う独立行政法人)、専門家等が参加する推進委員会を内閣府に置き、当該課題の研究開発計画の作成や実施等に必要な調整等を行う。

(4) 研究開発計画

課題ごとに、プログラムディレクターは推進委員会による調整等を経て研究開発計画を取りまとめ、総合科学技術・イノベーション会議が策定する SIP の実施方針を踏まえ、ガバニングボードは研究開発計画を審議し、承認する。

研究開発計画は、意義・目標、研究開発の内容、実施体制、知的財産に関する事項、評価に関する事項、出口戦略(実用化・事業化に向けた戦略)等について記載する。

研究開発計画の策定者は、内閣府とする。

(5) 実施体制

内閣府及び関係省庁は、研究開発計画に沿って成果を最大化する最適な実施体制を構築する。

推進費は、関係省庁に移し替え、研究開発計画に基づき独立行政法人交付金として活用する

ことも可能とする。

(6) 研究開発成果の扱い

内閣府及び関係省庁は、研究開発の成功と成果の実用化・事業化による国益の実現を確実にするため、優れた人材・機関の参加を促すためのインセンティブを確保するとともに、課題ごとに知的財産等について適切な管理・活用を推進する。

(7) 評価

ガバニングボードは、SIP 及び各課題の研究開発計画及び進捗状況に対して必要な助言、評価を行う。評価の結果は、次年度の SIP の実施方針等に反映させる。

ガバニングボードは、必要に応じ、有識者を招いて評価を行う。

(8) 事業費の管理

管理法人を活用する場合、管理法人は SIP の事業費である交付金を他の交付金と区分して管理する。

(9) SIP の運用指針等

上記のほか、SIP の実施に必要な運用指針等を、ガバニングボードにおいて定める。

4 その他

SIP の実施にあたって必要となるプログラムディレクターの雇用、ガバニングボード及び推進委員会の運営、機動的な調査等は推進費により実施できる。

(注)健康医療分野に関しては、健康・医療戦略推進本部の下で推進する。